

農地の違反転用及び 各種交付金の取扱いについて

令和6年10月4日（金）

農地現状変更等に関する調査特別委員会

一関市農林部
一関市農業委員会

農地への盛土による問題点

- ・ 対象となっている農地のほとんどが
- ・ 農地現状変更届出書を農業委員会に提出し
- ・ 石灰砂礫土を用いて農地に盛土をしたが
- ・ **盛土の土質が農耕に適した状態になっていない**



**農地ではない状態 = 許可を受けずに農地を
転用した違反転用の状態**

違反転用に関する対応

違反転用の状態
(農地ではない状態)

○ 農業生産活動等の継続
などを条件として
各種交付金の交付を
受けている場合

↓
交付金の返還
が必要

交付金の受給者に交付金を返
還させなければならない

○ 転用許可を受けずに
農地ではない状態に
した場合
= 農地法違反

↓
農地性を回復する
必要

違反転用の原因者を特定し、
原因者に是正を指導する

別々のもの (制度)

返還対象となる各種交付金

※ 返還額は、千円単位に四捨五入

交付金	返還額 上段：全体額 下段：県への返還額	返還方法
中山間地域等直接支払交付金	1億5,856万4千円 (1億1,892万3千円)	市の予算を経由して県へ返還
多面的機能支払交付金	152万5千円 (114万4千円)	
機構集積協力金	1万3千円 (1万3千円)	

交付金	返還額 上段：全体額 下段：国への返還額	返還方法
水田活用の直接支払交付金	12万2千円 (12万2千円)	国へ直接返還

中山間地域等直接支払交付金の例

出典：令和6年4月 中山間地域等直接支払制度パンフレット（第5期対策）

○ 中山間地域等直接支払交付金制度とは

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組み。

○ こんな活動をすれば交付を受けられます

① 農業生産活動等を継続するための活動

- ・ 農業生産活動等

（例）耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）

- ・ 多面的機能を増進する活動

（例）周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

② 体制整備のための前向きな活動

- ・ 集落戦略の作成

○ 交付金の返還について

5年間の協定期間中に農業生産活動等が行われなくなった場合には、原則として協定の認定年度に遡って、当該農用地についての交付金を返還していただくこととなります。

中山間地域等直接支払交付金の例

○ 交付金返還の根拠

● 中山間地域等直接支払交付金実施要領

第6 交付金の実施

4 交付金の返還等

- (1) 集落協定又は個別協定に違反等した場合には、市町村長は、農村振興局長が別に定める基準により交付金の返還等の措置を講ずることとする。

中山間地域等直接支払交付金の例

○ 交付金返還の根拠（つづき）

●中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用

第9 交付金の返還等

1 交付金の返還

実施要領第6の4の(1)の「農村振興局長が別に定める基準」とは、次に掲げるとおりとする。

(1) 集落協定違反等となる場合及びその場合の措置

- ア 協定農用地について耕作又は維持管理が行われなかった場合は、
(第4期の場合) 協定農用地の全てについて
(第5期の場合) 当該農用地分
の交付金を協定認定年度に遡って返還する。

[略]

4 返還の手続

- (1) 市町村長は、1の協定違反の事態が生じた場合には、該当集落協定代表者又は個別協定申請者に速やかに通知し、1の措置に基づき、市町村長が交付した交付金を返還させることとする。

中山間地域等直接支払交付金の例

○ 市の責任と交付金返還請求との関係

【令和6年9月通常会議の一般質問とその答弁の趣旨】

Q 沼倉憲二議員 市及び市農業委員会の明確な責任を明らかにして、協定集落等や施工業者や盛土材提供者の理解を得て、それぞれの責任により返還金を負担し合うことが返還金の納付に対する問題の解決につながると考えるが、その考えはないか。

A 同様のことを考えなかった訳ではない。

それぞれに何がしかの原因、責任があれば、それに応じて負担をするというのは、世間一般においては極めて自然なことであり、感覚的にも受け入れられやすい対応の仕方であり、誰でも思いつく方法である。

市や農業委員会が、この問題を認知し、組織として対応を協議、検討し始めてから3年が経過した。

この間、さまざまな関係先と協議し、意見調整してきたが、現在、結論として言えることは、「中山間地域等直接支払交付金実施要領」では、集落協定などに違反があった場合には、市は協定集落の代表者に対して交付金の返還を求めるとされていることから、協定集落の代表者に対して交付金の返還を求めるといった対応方法しかなく、これ以外の選択肢はないということ。

中山間地域等直接支払交付金の例

○ 集落協定に違反した場合の取扱い

5年間の協定期間中に農業生産活動等が行われなくなった場合には、原則として協定の認定年度に遡って、当該農用地についての交付金を返還していただくことになります。

■ 第5期対策の場合



中山間地域等直接支払交付金の例

○ 第4期対策と第5期対策の交付金の取扱いの違い

(1) 返還対象となる交付金

ア 第5期対策分（R2～R6）

耕作又は維持管理が行われていなかった農用地分の交付金を、
協定認定年度に遡って返還

イ 第4期対策分（H27～R1）

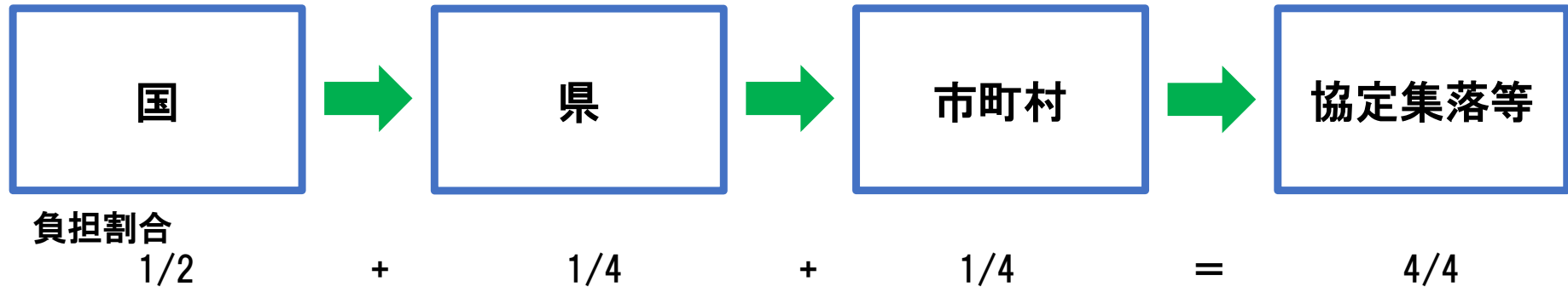
協定農用地の全ての交付金を、 協定認定年度に遡って返還

(2) 納付書の送付先

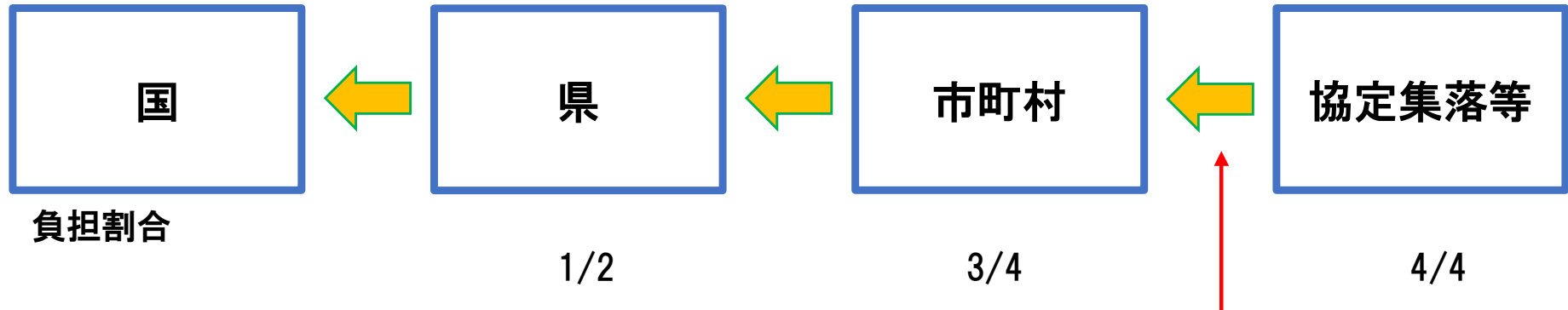
それぞれの対策期間の協定集落の代表者

中山間地域等直接支払交付金の例

○ 負担割合と交付の流れ



○ 負担割合と返還の流れ



「実施要領の運用」により
交付金を返還させることと
されている

中山間地域等直接支払交付金の例

○ 交付金の返還金を計上した補正予算の当初の予定

時期	内容
令和6年9月	市議会9月定例会議に提案する予算に、返還金に関する予算を計上
令和6年10月	協定の代表者あてに、返還金の納付書を送付
令和7年3月末日	返還金の納入期限

**交付金返還は、このスケジュールからは遅れるが、
納入期限の変更はない。**

交付金返還に係る説明のこれまでの経緯

○ これまでの経緯

年度	具体的な対応	
	農業委員会	農林部
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 東山地域推進班会議及び農業委員会総会において、盛土農地に関する問題提起があったことから、調査を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域等直接支払交付金の現地確認において、盛土農地の存在を確認（立会人から工事途中の旨、説明されたため交付対象とした）。
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の中山間地域等直接支払交付金の現地確認で発見した盛土農地について、農業委員会に農地現状変更届の完了報告書が提出された。表土が石灰砂礫等で覆われたままであったため、農林部と情報共有し現地確認を実施。 盛土の施工業者に、盛土農地に耕作に適した表土を早期に入れるよう口頭で指導。 土地所有者に、年度内に当該農地に耕作に適した表土を入れるよう文書で通知。 	<ul style="list-style-type: none"> 盛土農地に対する中山間地域等直接支払交付金の交付の有無を調査。結果、一関・大東・東山地域において交付した実績を確認。 県に状況を報告し、対応について県と相談を開始。 盛土農地の現地確認の結果、盛土農地を交付対象から除外（除外件数 11集落・43筆）
	<ul style="list-style-type: none"> 盛土農地の現地確認を実施。 盛土農地の土地所有者及び盛土関連事業者からの聞き取り調査を実施。 	

交付金返還に係る説明のこれまでの経緯

これまでの経緯（つづき）

年度	具体的な対応	
	農業委員会	農林部
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 盛土農地を特定するための調査を行い、個別の違反の疑い内容について整理。 県へ「違反転用事案報告書」を提出。 	<ul style="list-style-type: none"> 盛土農地の現地確認の結果、盛土農地を交付対象から除外（除外件数 4集落・11筆） 県へ「違反開発事案報告書」を提出。
	<ul style="list-style-type: none"> 盛土農地の現地確認を実施。 盛土農地の土地所有者及び盛土関連事業者からの聞き取り調査を実施。 事実の把握及び経過確認を行い、今後の対応方針について検討。 	
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 盛土材提供者から再度の聞き取り調査を実施。 土地所有者からの再度の聞き取り調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域等直接支払交付金の返還対象となる集落協定を対象とした説明会を開催。

違反転用の問題は、土地所有者ごとに状況が異なっていたため、調査に相当な時間を要し、それに伴い県、国との相談にも時間を要している。

交付金の取扱いについては、今般、県、国との間で一定の方向性が確認されたことから、返還金の補正予算を令和6年9月通常会議の議案として提案したものを。

農地現状変更届出制度の概要

○ 農地の現状変更とは

農地を農地として利用するため、原則として耕作期間にかかることのない期間（概ね6か月以内）に工事が完了するもので

(1) 耕作可能な土質による盛土、切土等による改良工事

または

(2) 2アール未満の農業用施設（堆肥舎、畜舎、農機具庫など）の設置を目的に、農地の現状を変更すること

※ 農地法による農地転用許可を要することのないもの

○ 現状変更届出の流れ

現状変更届出書の提出 → 確認・受理 → 届出済標の交付
(農業委員会へ) (届出人へ)

→ 工事施工 → 工事完了 → 工事完了報告書の提出
(農業委員会へ)

※ 本制度は、届出制度であり提出書類の内容に不備がなければ受理するもの

農地現状変更届出制度の概要

○ 届出人の遵守事項

- (1) 農地現状変更届出済標を工事区域の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 届出目的以外の土地利用を行ってはならないこと。
- (3) 周囲の土地及び道水路等に影響を及ぼさないこと。
- (4) 盛土する場合、土質が農耕に適しているものであること。
- (5) 盛土には、産業廃棄物等を混入しないこと。
- (6) 災害の発生を未然に防止し、万一発生した場合は、自己の責任において善処すること。
- (7) 農地現状変更着工(完了)日を変更したい場合は、農地現状変更着工(完了)日変更申出書を提出すること。
- (8) 現状変更届出を取下げする場合は、農地現状変更届出取下げ申出書を提出すること。

農地現状変更届出制度の概要

様式第1号(第3関係)

農地現状変更届出書

年 月 日

一関市農業委員会会長 様

届出人 住所 _____

氏名 _____ ㊟

電話 _____

次の農地を現状変更したいので届出します。

土地の表示		地 目		地 積 (㎡)	所 有 者 (耕 作 者)	備 考
所 在	地 番	登記	現況			
					()	
					()	
					()	
					()	
					()	
理由						
利用目的						
工 事 の 概 要	工事施工者	名称:			電話:	
	工事着工:	年 月 日	工事完了:	年 月 日		
	その他参考事項: 地目変更の有無 (田→畑、畑→田) 盛土・切土 (. m)					

添付書類 (☑を付すること)

- (1) 公図及び位置図 (2) 誓約書(様式第2号) (3) 工事着手前の現況写真
 (4) 農業用施設設置の場合は、計画図(平面図、配置図)
 (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類

様式第2号(第3関係)

誓 約 書

年 月 日

一関市農業委員会会長 様

届 出 人 住所 _____

氏名 _____ ㊟

工事施工者 住所 _____

名称 _____

氏名 _____ ㊟

農地現状変更届出書に基づく工事について、次のとおり誓約いたします。

- 農地現状変更届出済標を工事区域の見やすい場所に掲示いたします。
- 届出目的以外の土地利用を行いません。
- 工事施工に当たり、周囲の土地及び道水路等への影響のないよう配慮いたします。
- 盛土する場合は、表土の土質が農耕に適したものを用います。
- 盛土には、産業廃棄物等を混入いたしません。
- 工事による災害等が発生した場合は、責任をもって善処いたします。
- 工事完了後、速やかに耕作を再開いたします。
- 指導要綱の規定を遵守し、かつ、農業委員会の指示があった場合には、これを遵守いたします。

(注) 農地の現状を変更する工事施工を業者等に委託する場合には、その委託施工業者と連署の上、提出のこと。

農地の現状変更届 と 転用許可申請 との違い

	現状変更届	転用許可申請
目的	農地を農地として利用するための改良（盛土・切土等）をする	農地を農地以外のものにする
手続	<p>届出</p> <p>届出書受理後、（内容確認のうえ、不備がなければ）届出済標を交付 ⇒「<u>届出があった</u>」という証（許可ではない）</p> <p>⇒ 届出済標を掲示することによって農地として利用するための改良工事の「届出を提出したこと」を示すもの</p>	<p>許可</p> <p>申請書受理後、（審査を経て、許可されれば）許可済証を交付 ⇒「<u>許可した</u>」という証</p> <p>⇒ 許可済証を掲示することによって「許可」を得ており、「農地以外の用途に転用可とすること」を示すもの</p>
根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱 ※ 農地法で定めのない部分について違反転用等を予防するために、市が定めたもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法 ・ 農地法関係事務処理要領

違反転用に関する対応（再掲）

違反転用の状態
(農地ではない状態)

○ 農業生産活動等の継続
などを条件として
各種交付金の交付を
受けている場合

↓
交付金の返還
が必要

交付金の受給者に交付金を返
還させなければならない

○ 転用許可を受けずに
農地ではない状態に
した場合
= 農地法違反

↓
農地性を回復する
必要

違反転用の原因者を特定し、
原因者に是正を指導する

別々のもの（制度）

違反転用の是正

○ 是正の指導に向けた対応

令和6年3月8日 違反転用事案を調査し、岩手県に報告

令和6年4月～ 施工事業者等から関係書類の徴取

令和6年5月～ 関係書類の内容確認

令和6年7月～ 筆ごとの関係書類の整理、経過の整理

令和6年8月 土地所有者からの再聞取りを開始（県と合同で実施）

違反転用の是正

○ 想定される市農林部及び農業委員会の当面の作業

1 原因者の特定作業

- (1) 土地所有者からの聞き取り
- (2) 工事施工業者、盛土材提供者からの聞き取り
- (3) 関係資料の整理と内容確認
- (4) 現地調査
- (5) その他原因者の特定作業に必要な調査

2 市としての是正方針（案）の検討作業



原因者の特定と違反転用の全容把握に努めているが、調査には多くの時間を要する。